

昭和十三年商工省令第六十三號人造絹絲販賣價格取締規則第一條

第二項 昭和十三年商工省令第四十五號及皮革配給統制規則第九條

昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則

第一條 昭和十三年臺灣總督府令第一百十四號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則第

一條 昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號（昭和十二年法律第九十二號

第二條ノ規定ニ依ル皮革ノ配給統制ニ關スル件）第八條

昭和十三年臺灣總督府令第八十四號皮革配給統制規則第五條

昭和十四年樺太廳令第三十六號皮革配給統制規則第六條

朕帝國議會ノ協賛ヲ經テル國家總動員法ヲ
裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十三年三月三十一日

- 内閣總理大臣 公爵 近衛 文麿
- 外務大臣 廣田 弘毅
- 海軍大臣 米内 光政
- 司法大臣 鹽野 季彦
- 陸軍大臣 杉山 元
- 逓信大臣 永井柳太郎
- 大藏大臣 賀屋 興宣
- 農林大臣 伯爵 有馬 頼寧
- 商工大臣 吉野 信次
- 鐵道大臣 中島知久平
- 拓務大臣 大谷 尊由
- 文部大臣兼 侯爵 木戸 幸一
- 厚生大臣 末次 信正
- 內務大臣 末次 信正

法律第五十五號（官報 四月一日）

國家總動員法

第一條 本法ニ於テ國防目的ノ達成ヲ爲スルニ必要ナル物資ノ生産、修理、配給、輸送、貯蓄、消費、及他ノ事項ニ關スル事務ハ、本法ニ依リテ之ヲ統制スルモノトシ、

變換場合ニ於テハ、本法ニ依リテ之ヲ統制スルモノトシ、

之ニ同じニ際シ國防目的ノ達成ヲ爲スルニ必要ナル物資ノ生産、修理、配給、輸送、貯蓄、消費、及他ノ事項ニ關スル事務ハ、本法ニ依リテ之ヲ統制スルモノトシ、

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療器械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資
- 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
- 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
- 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
- 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
- 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
- 六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
- 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓蒙宣傳ニ關スル業務
- 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

第四條

田名